

危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書

自治体病院は、地域の民間医療機関では採算の観点から対応が難しい救急医療や小児医療、周産期医療等の高度医療を担っている。さらに、感染症や災害への対応など、地域の医療提供体制の維持に欠かせない役割を果たしている。

しかし、公益社団法人全国自治体病院協議会の令和7年8月の調査結果にもあるとおり、近年の人件費や物価の高騰により、自治体病院の運営に要する費用が大きく膨らむ一方で、現行の診療報酬はこうした実情に十分対応できていない。令和6年度決算では、自治体病院の約9割で経常収支が赤字となっており、多くの病院で自治体の財政支援が不可欠な状況となっている。実際、多くの自治体は一般会計から多額の拠出金を支出しており、自治体病院は行政の財政負担なしに安定した運営を続けることができない。

この状況が続けば、自治体病院は、地域住民の生命や健康、さらには社会の安全・安心を支える公的基盤としての役割を十分に果たせなくなり、周辺の市町村も含めた地域の医療提供体制の崩壊は免れない。そのため、地域の医療体制を守る自治体病院の経営改善を図ることは、国の責任において取り組むべき重要な課題である。

よって、国においては、以下の事項について早急に対応するよう強く要望する。

- 1 診療報酬については、物価高騰や賃金等の上昇に適切に対応する仕組みを導入すること。
- 2 特に、令和8年度の診療報酬改定については、入院基本料の大幅な引き上げを行うこと。
- 3 自治体病院の経営の現状を考慮し、当面の経営上の危機を回避するためにも、令和8年度の診療報酬改定を待つことなく、人件費や物価高騰などの費用増加に対応した、緊急的な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月8日

衆議院議長
参議院議長
内閣総務大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

宛て

福島県議会議長

矢吹貢一